

沖縄県ハブ対策事業基本計画

(平成26年3月24日策定)

第1 基本方針

1 策定の意義

沖縄県ハブ対策事業基本計画（以下「計画」という。）は、ハブ（サシマハブ、ヒメハブ、タイワハブ等を含む。以下「ハブ」という。）による健康被害から県民、観光客等を守るための諸施策の方向を示したものであり、県、市町村及び県民がそれぞれの役割分担のもと、ハブ対策を推進するため策定するものである。

2 計画の性格

県、市町村及び県民がハブ対策を推進できるよう望ましい役割及び内容を示すものである。

3 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から概ね10年間とする。

4 計画の見直し

計画は概ね10年ごとに必要に応じ見直すものとする。

第2 組織

本県のハブ対策は、次の組織において協議推進する。

1 「沖縄県ハブ対策連絡協議会」

「沖縄県ハブ対策事業基本計画」の策定及びその推進に関することを協議し、ハブ対策事業の総括的な指揮監督を行う。

2 「沖縄県ハブ対策地区協議会」

保健所は市町村の企画するハブ対策事業の調整及び指導を行うため、管轄市町村を構成機関とした地区協議会を置くことができる。

3 「市町村ハブ対策推進協議会」

市町村はハブ対策事業実施計画を立案し、これを実施するため、推進協議会を置くことができる。

第3 計画の目標

本県に生息するハブによる健康被害から県民、観光客等を守るための基本目標を次のとおりとする。

1 広報啓発

県民、観光客等がハブに関する知識を身につけ、必要な対策を実施できる社会づくり。

2 防除

ハブの被害にあわない安全な生活環境の整備。

3 安全な治療環境

咬症時における安全な治療環境の確保。

4 調査研究

副作用の少ない安全なハブ抗毒素の開発及び効果的かつ効率的なハブの防除方法の確立。

第4 事業計画

県、市町村及び県民がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携しながら、計画の目標達成へ向け次の事業を行う。

1 広報啓発事業

県及び市町村は、ハブによる被害防止のため、各種広報媒体を利用し、ハブ咬症注意報の発令、ハブ咬症防止運動の実施、ハブに関する講習会の開催等、広報啓発活動の実施に努める。

2 防除

県及び市町村は、ハブによる健康被害から地域住民を守るため、ハブの防除に努める。

特に、市町村にあっては、各地域でのハブの態様（目撃情報、捕獲数等）を把握し、効果的かつ効率的なハブ防除を実施するよう努める。

又、県、市町村及び県民は、以下の環境整備に努める。

(1) ハブの侵入を防止する防蛇壁等の整備

(2) それぞれが管理すべき土地及び地上物件において、ハブの生息を助長しないよう雑草の除去、石垣の穴埋め等の環境整備の実施

- (3) ハブの生息する地域における土地改変を伴う事業の実施にあたり、ハブフェンス、捕獲器等を利用した拡散防止対策の実施

3 安全な治療環境の確保

県は、ハブ咬症時の安全な治療環境を確保するため、ハブ抗毒素を購入し、県内医療機関へ配備する。

4 調査研究事業

県は、ハブ対策に資するため、以下の調査研究を実施するとともに、他の研究機関等との連携強化に努める。

- (1) ハブ抗毒素の研究

安全かつ有効なハブ抗毒素等の研究を行う。又、応急処置法等に資するため、基礎医学的な研究を行う。

- (2) ハブの生息状況調査

ハブ対策推進状況の把握のため、必要に応じてハブ生息状況調査を行う。

- (3) 疫学調査及び生態学的研究

疫学調査、基礎生態学的研究等を実施する。

- (4) ハブ防除手法の研究

効果的かつ効率的なハブの防除手法を研究する。

第5 ハブ対策の役割分担

「第4 事業計画」に示した事業の実施にあたり、県、市町村及び県民は、それぞれ以下の役割分担のもと、ハブ対策事業を実施する。

1 県の役割

- (1) 沖縄県ハブ対策事業基本計画の策定
- (2) 市町村が実施するハブ対策事業への協力と助言
- (3) ハブ対策に関する広報啓発活動
- (4) ハブの防除の実施（個人の生命又は身体の危機に関わる緊急のハブ捕獲要請に対する初動的措置（県警において実施）及び環境整備）
- (5) 調査研究の実施及び他の研究機関等との連携の推進
- (6) 治療用ハブ抗毒素の確保及び配備
- (7) その他必要なこと

2 市町村の役割

- (1) ハブ対策市町村条例の制定
- (2) ハブ対策事業の実施計画の立案
- (3) 地域住民（法人を含む）への広報啓発活動及び指導
- (4) ハブの防除の実施（第5-1-(4)に掲げる緊急のハブ捕獲要請以外の捕獲要請に対する対応及び環境整備）
- (5) 地域住民が実施する環境整備への支援（捕獲器の貸出し、穴埋め資材の支給等）
- (6) 県の実施するハブ対策事業への協力
- (7) その他必要なこと

3 県民の役割

- (1) ハブ対策の知識と理解を深め、健康被害の防止に努める
- (2) 個人の管理すべき土地及び地上物件の環境整備
- (3) 県及び市町村の実施するハブ対策事業への協力
- (4) その他必要なこと

第6 進行管理

計画を実効性のあるものとするため、「沖縄県ハブ対策連絡協議会」において、具体的な施策及び数値目標を別に定め、定期的に調査検討し、必要に応じて見直しを行う。

又、取りまとめ結果は、協議会の了承を経て公表する。

附則

この計画は、平成3年11月8日から施行する。

附則

この計画は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成26年4月1日から施行する。